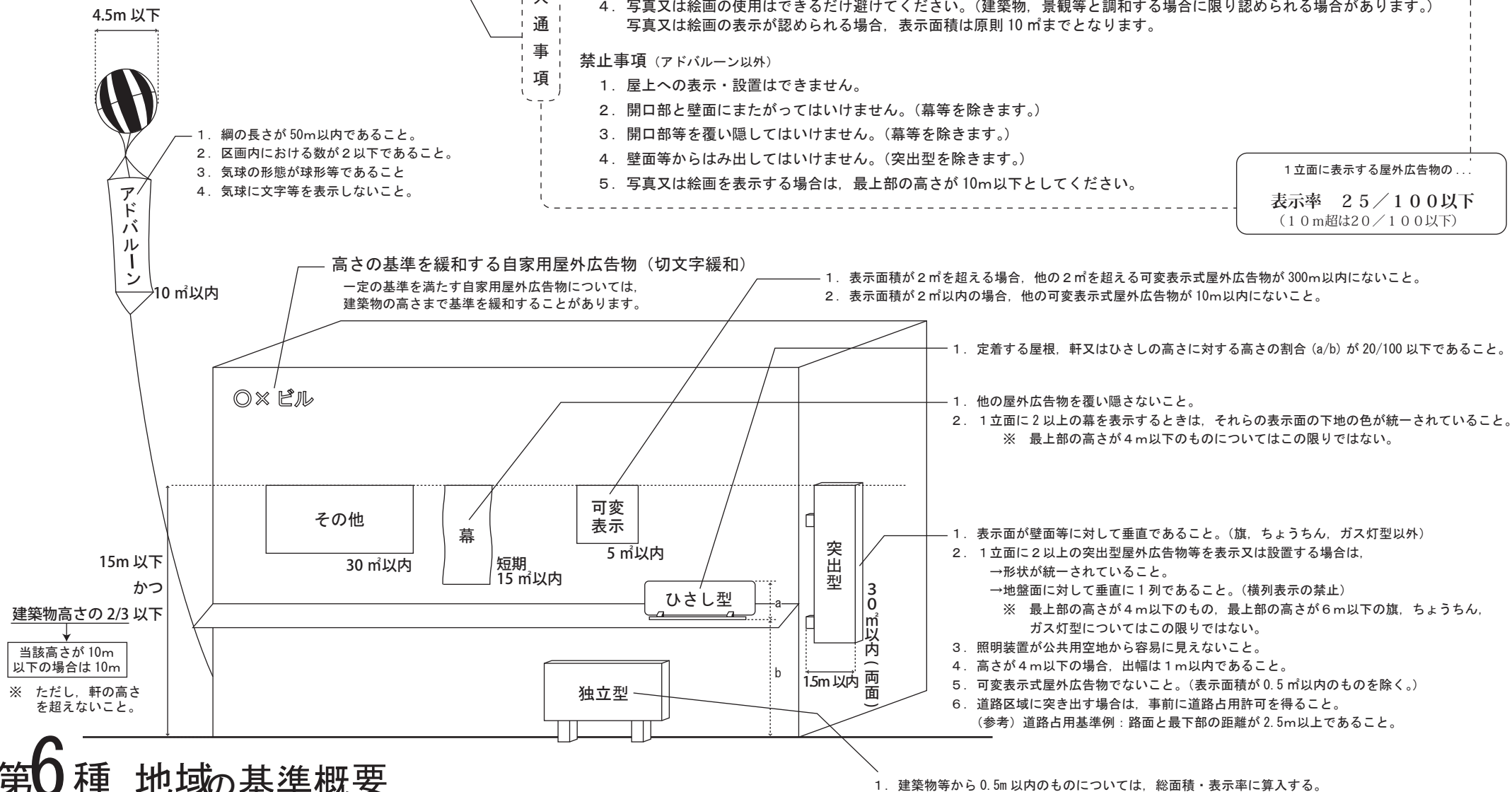


<建築物等定着型屋外広告物等>

建築物等に定着させて表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件



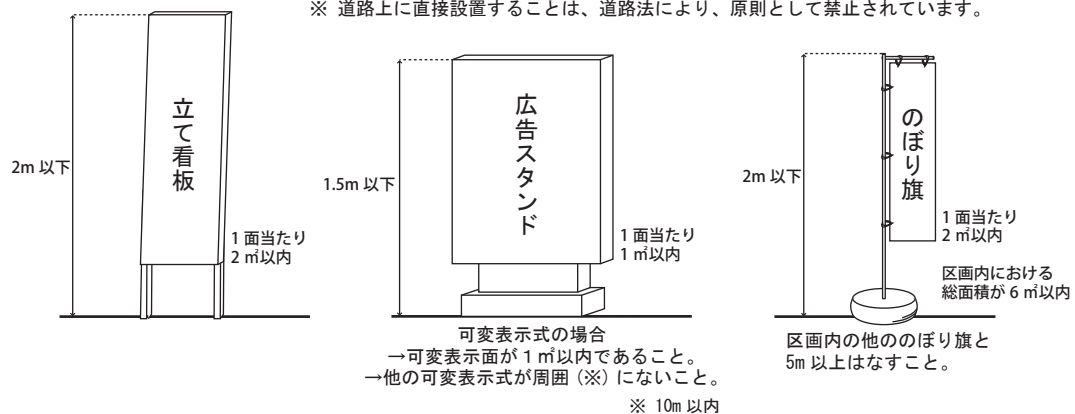
第6種 地域の基準概要

屋外広告物規制区域

第6種 地域の基準概要

屋外広告物規制区域

※ 道路上に直接設置することは、道路法により、原則として禁止されています。



1区画に表示する独立型屋外広告物の...

総面積 15㎡以内

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の50%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 照明は3色以下としてください。
4. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)
5. 道路の通行に支障が生じないようにしてください。

共通事項

<独立型屋外広告物等>

建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件

可変表示式の場合
→可変表示面が1㎡以内であること。
→他の可変表示式が周囲(※)にないこと。

※ 10m 以内

